

港長公示第2号

港則法第39条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止したので、同条第2項の規定により公示する。

令和8年3月30日

博多港長



博多港第2区 福岡市東区香椎浜地先海域における航泊禁止について

博多港第2区 福岡市東区香椎浜地先海域において花火大会が行われるため、下記により一般船舶の航泊を禁止(花火大会に従事する船舶及び港長が許可した船舶は除く。)する。

記

1 期間

令和8年4月18日19時00分から20時45分までの間

2 区域

博多港第2区

福岡市東区香椎照葉 アイランドシティ北東端(北緯33度40分31.1秒 東経130度25分15.6秒)から90度に引いた線、香椎アイランドブリッジ及び陸岸により囲まれた海域

3 備考

航泊禁止期間中、大会主催者により警戒船2隻が配備される。

